

第 7 4 0 号
平成28年3月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市産業振興館条例施行規則	1	2
・天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則	2	7
・天理市事務分掌規則及び天理市会計規則の一部を改正する規則	3	8
訓令甲	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正について	1	9
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	41	9
・自動車臨時運行許可番号の執行取消について	42	10
・放置自転車等の保管について	43	10
・放置自転車等の保管について	44	11
・放置自転車等の保管について	45	11
・放置自転車等の保管について	46	12
・放置自転車等の保管について	47	12
・放置自転車等の保管について	48	12
・放置自転車等の保管について	49	12
・公示送達について	50	13
・公示送達について	51	13
・放置自転車等の保管について	52	13
・放置自転車等の保管について	53	14
・地縁による団体の許可について	54	14
・放置自転車等の保管について	55	15
・放置自転車等の保管について	56	15
・放置自転車等の保管について	57	16
・放置自転車等の保管について	58	16
・放置自転車等の保管について	59	16
・放置自転車等の保管について	60	17
・公示送達について	61	17
・公示送達について	62	17
・放置自転車等の保管について	63	18
・地縁による団体の告示事項の変更に	64	18

・ について		
・ 放置自転車等の保管について	65	18
・ 平成28年第1回天理市議会定例会に について	66	19
・ 放置自転車等の保管について	67	19
・ 放置自転車等の保管について	68	19
・ 都市計画案の縦覧について	69	20
・ 放置自転車等の保管について	70	20
・ 放置自転車等の保管について	71	20
・ 放置自転車等の保管について	72	21
・ 放置自転車等の保管について	73	21
・ 放置自転車等の保管について	74	21
・ 徴収事務の委託についての一部改正	75	22
・ 放置自転車等の保管について	76	22
公 告	番号	頁数
・ 農用地利用集積計画の縦覧につ いて	12	22
教育委員会	番号	頁数
・ 天理市少年健全育成運営委員会設置 規程を廃止する規程	1	23
・ 定例教育委員会の招集について	3	23
農業委員会	番号	頁数
・ 農業委員会の招集について	2	23
選挙管理委員会	番号	頁数
・ 直接請求に必要な人数について	2	23
公営企業	番号	頁数
・ 天理市指定下水道工事店の指定につ いて【公告】	2	24
・ 平成27年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	3	24
・ 天理市指定給水装置工事事業者の指 定について【告示】	3	24
・ 平成27年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	4	24

規 則

(平成28年 2 月 23 日 掲 示 済)

天理市産業振興館条例施行規則をここに公布する。

平成28年 2 月 23 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 1 号

天理市産業振興館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、天理市産業振興館条例（平成27年12月天理市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 天理市産業振興館（以下「産業振興館」という。）の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 産業振興館の休館日は、次のとおりとする。

(1) テレワーク室A、テレワーク室B、テレワーク室C、テレワーク室D、テレワーク室E及びテレワーク室F 天理市の休日を定める条例（平成元年 3 月天理市条例第 4 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日

(2) 上記以外の施設 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第 4 条 産業振興館に必要な職員を置く。

(使用許可の申請)

第 5 条 条例第 4 条の規定による許可を受けようとする者は、天理市産業振興館使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の 3 月前の初日から使用を開始しようとする日までの間に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、天理市産業振興館使用許可書（様式第 2 号）を交付する。この場合において、管理上必要があるときは、条件を付することができる。

2 産業振興館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、産業振興館を使用できなくなったときは、直ちに天理市産業振興館使用取消届（様式第 3 号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

(減免の申請)

第 7 条 使用料の減免を受けようとする者は、天理市産業振興館使用料減免申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第 8 条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用許可を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 使用を終わったときは、直ちにその旨を産業振興館の職員に届け出ること。

(3) 使用に関して施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を産業振興館の職員に届け出て、その指示に従うこと。

(4) その他産業振興館の職員の指示に従うこと。

第 9 条 産業振興館に入館した者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 産業振興館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(2) 産業振興館を不潔にしないこと。

- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設、設備、展示物等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を産業振興館の職員に届け出て、その指示に従うこと。
- (5) その他産業振興館の職員の指示に従うこと。
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

天理市産業振興館使用申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

(団体名)

(代表者) 氏名

(電 話)

天理市産業振興館の使用の許可を次のとおり申請します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
使 用 料 金	円
備 考	

様式第2号（第6条関係）

天理市産業振興館使用許可書

年 月 日

様

天理市長

印

年 月 日付けで申請のあった天理市産業振興館の使用について、次のとおり許可します。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
使 用 料 金	円
許 可 の 条 件	

様式第3号（第6条関係）

天理市産業振興館使用取消届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

(団体名)

(代表者) 氏名

(電 話)

年 月 日付で使用許可を受けましたが、次の理由により取消しを届け出ます。

使 用 目 的	
使 用 施 設	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
使 用 料 金	円
取 消 理 由	

様式第4号（第7条関係）

天理市産業振興館使用料減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住所

(団体名)

(代表者) 氏名

(電 話)

次のとおり使用料の減免を申請します。

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 人 員	名
使 用 施 設	
減 免 を 申 請 す る 理 由	
減 免 の 金 額	円
備 考	

(平成28年 2月23日 掲示済)

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 2月23日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

天理市建設工事執行規則の一部を改正する規則

天理市建設工事執行規則（昭和48年 2月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項各号を次のように改める。

- (1) 予定価格が130万円を超えないとき。
- (2) 性質又は目的が競争入札に適さないとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 公法人その他の起業者の施工する工事に関連する工事で分割して施工することが不利と認められた場合において、当該起業者の契約者と契約するとき。
- (6) 契約締結後必要を生じたもので既に契約した部分と分離することができず、又は分離することが不利と認められた場合において、同一契約者と契約するとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しない場合において、当該落札金額の範囲内で契約をするとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年2月29日揭示済)

天理市事務分掌規則及び天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

天理市事務分掌規則及び天理市会計規則の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第1条 天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条環境経済部の項中「産業振興課 にぎわい創造係」を「産業振興課 つながる魅力創造係 産業振興係」に改める。

第25条第1項を次のように改める。

産業振興課の事務分掌は、次のとおりとする。

つながる魅力創造係

- (1) 観光資源の開発及び保護並びに観光の推進に関すること。
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致に関すること。
- (3) 観光関係団体に関係すること。
- (4) 観光物産センターに関すること。
- (5) トレイルセンターに関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

産業振興係

- (1) 商工業の振興に関すること。
- (2) 計量業務に関すること。
- (3) 消費者行政の調査及び企画に関すること。
- (4) 統計(国勢調査及び農林業センサスを除く。)に関すること。
- (5) 商工関係団体及び勤労者団体に関すること。
- (6) 産業振興館に関すること。

(天理市会計規則の一部改正)

第2条 天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(現) にぎわい創造係長
及び係員

を

「

(現) つながる魅力創造係長
及び係員
(現) 産業振興係及び係員

に改め、

」

」

別表第 2 中

「

トレイルセンター設備使用料の収納	(現) にぎわい創造係長及び係員
------------------	------------------

を

「

トレイルセンター設備使用料の収納	(現) つながる魅力創造係長及び係員
産業振興館の使用料の収納	(現) 産業振興係長及び係員

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 3 月 1 日から施行する。

訓令甲

(平成28年 2 月 29 日 掲 示 済)

天理市訓令甲第 1 号

天理市事務処理規程 (昭和40年 1 月天理市訓令甲第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成28年 2 月 29 日

天理市長 並 河 健

別表 2 産業振興課の項中

「

観光宣伝		観光宣伝に関する こと。
------	--	-----------------

を

「

観光宣伝		観光宣伝に関する こと。
産業振興館の使用 許可		産業振興館の使用 許可に関する こと。
産業振興館の使 用料の減免	産業振興館の使用料の減免 に関する こと。	

に改める。

附 則

この規程は、平成28年 3 月 1 日から施行する。

告 示

(平成28年 2 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例 (平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 2 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 2 月 8 日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月8日から平成28年4月8日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,050円

イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年2月9日揭示済)

天理市告示第42号

次の自動車臨時運行許可番号の失効取消をしたので告示する。

平成28年2月9日

天理市長 並 河 健

記

自動車臨時運行許可番号標番号	失効取消年月日	失効取消理由	備考
奈良22-30	平成28年2月9日	平成27年12月24日返納意志なしとして失効させたが、回収したため	

(平成28年2月9日揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月9日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月9日から平成28年4月9日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月10日揭示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月10日から平成28年4月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月12日揭示済)

天理市告示第45号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月12日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町23番地8先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月12日から平成28年4月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月12日揭示済)

天理市告示第46号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年2月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月12日から平成28年4月12日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月15日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月15日から平成28年4月15日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月16日揭示済)

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月16日

3 移動対象区域

天理市丹波市町475番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月16日から平成28年4月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月16日揭示済)

天理市告示第49号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月16日から平成28年4月16日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月17日揭示済)

天理市告示第50号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年2月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年2月17日揭示済)

天理市告示第51号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年2月17日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年2月17日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年 2 月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 2 月17日から平成28年 4 月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 2 月17日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 2 月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 2 月17日
 - 3 移動対象区域
天理市喜殿町先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 2 月17日から平成28年 4 月17日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 2 月18日揭示済)

天理市告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年 2 月18日

天理市長 並 河 健

記

名 称	南六条町柳生自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・ 美化・清掃等区域内の環境の整備 ・ 集会施設を含む地域の財産の維持管理 ・ 防犯と防災の維持管理と安全の確保
区 域	天理市南六条町元柳生方1番～274番及び天理市南六条町元六条方34番5、80番2の区域とする。
主たる事務所	天理市南六条町240番地2

代表者の氏名及び住所	橋本 武志 天理市南六条町240番地2
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・ 地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・ 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成28年2月18日

(平成28年2月18日掲示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月18日から平成28年4月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月19日掲示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年2月19日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月19日から平成28年4月19日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年2月22日揭示済)

天理市告示第57号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月22日から平成28年4月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月23日揭示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月23日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町168番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月23日から平成28年4月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月23日揭示済)

天理市告示第59号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月23日から平成28年4月23日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月24日揭示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月24日から平成28年4月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月25日揭示済)

天理市告示第61号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年2月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年2月25日揭示済)

天理市告示第62号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年2月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年2月25日揭示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年2月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年2月25日から平成28年4月25日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年2月26日揭示済)

天理市告示第64号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、守目堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成28年2月26日

天理市長 並 河 健

変更前

主たる事務所

天理市守目堂町90番地

代表者 天理市守目堂町90番地

福 井 一 夫

変更後

主たる事務所

天理市守目堂町65番地

代表者 天理市守目堂町65番地

瀬 川 義 朗

変更年月日

平成28年2月21日

(平成28年2月26日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月26日から平成28年4月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月29日揭示済)

天理市告示第66号

平成28年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年2月29日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成28年3月7日

2 場 所 天理市役所議事場

(平成28年2月29日揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月29日

3 移動対象区域

天理市田井庄町570番地2先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月29日から平成28年4月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年2月29日揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年2月29日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年2月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年2月29日から平成28年4月29日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年3月1日揭示済)

天理市告示第69号

○都市計画の案の縦覧

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月1日

天理市長 並河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路3・5・408号兜塚山辺線	天理市柳本町

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部まちづくり計画課

3. 縦覧期間

平成28年3月1日（火）から平成28年3月15日（火）まで

4. 意見の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を市長宛てとし、天理市建設部まちづくり計画課に平成28年3月15日（火）まで提出してください。（郵便の場合は当日消印有効）

(平成28年3月1日揭示済)

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月1日

天理市長 並河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年3月1日

3 移動対象区域

天理市柳本町909番地18先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年3月1日から平成28年4月30日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年3月1日揭示済)

天理市告示第71号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を

過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。
平成28年3月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 撤去日
平成28年2月29日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月1日から平成28年8月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月2日揭示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月2日から平成28年5月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月2日揭示済)

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月2日
 - 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町301番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月2日から平成28年5月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月3日揭示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月3日から平成28年5月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年3月4日揭示済)

天理市告示第75号

天理市立休日応急診療所における使用料および手数料の徴収事務の委託について（昭和53年11月天理市告示第40号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月4日

天理市長 並 河 健

本文中「宮城信行」を「鹿子木和彦」に改める。

(平成28年3月4日揭示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年3月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年3月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年3月4日から平成28年5月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成28年3月1日揭示済)

天理市公告第12号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定

めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年3月1日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(平成28年2月29日揭示済)

天理市少年健全育成運営委員会設置規程を廃止する。

平成28年2月29日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

天理市教育委員会教育長訓令甲第1号

天理市少年健全育成運営委員会設置規程を廃止する規程

天理市少年健全育成運営委員会設置規程（平成10年3月教育委員会教育長訓令甲第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年2月29日揭示済)

天教告示第3号

平成28年3月3日午後1時30分から3月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年2月29日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年2月24日揭示済)

天農委告示第2号

平成28年3月4日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年2月24日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

記

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 農地法第5条に関する申請について

議案第3号 農地法第5条許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 平成27年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価（案）について

議案第7号 平成28年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について

議案第8号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成28年3月2日揭示済)

天選告示第2号

平成28年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

天理市選挙管理委員会

50分の1の数 1,054 人
6分の1の数 8,776 人
3分の1の数 17,552 人

公営企業

(平成28年 2月15日 掲示済)

天理市上下水道局公告第2号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 2月15日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 2月15日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定下水道工事店
商号 高山水道工業所
代表者 高山 広紀
住所 奈良県吉野郡大淀町土田507-994

(平成28年 2月24日 掲示済)

天理市上下水道局公告第3号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 2月24日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第2処理分区	森本町の一部

(平成28年 2月29日 掲示済)

天理市上下水道局告示第3号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成28年 2月29日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成28年 2月29日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定給水装置工事事業者
商号 (株) アクアサービス
代表者 多田 健史
住所 大阪府豊中市庄内栄町四丁目5番7号

(平成28年 3月4日 掲示済)

天理市上下水道局公告第4号

平成27年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 3月4日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第12-2処理分区	二階堂上ノ庄町の一部